

平成30年4月24日

第4回加須市農業委員会総会議事録  
(公開用)

加須市農業委員会

## 第4回 加須市農業委員会総会議事日程

### 第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項に係る農用地利用集積計画（中間管理機構分）の決定について

議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用配分計画の決定について

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について

報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書について

報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書について

報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知書について

召集年月日	平成30年4月24日				召集場所	加須市役所 5階 503会議室			
開会の日時	午後3時00分				閉会の日時	午後4時37分			
会長	小倉和夫				職務代理	野川良翁			
議席	委員氏名	出	欠	議席	委員氏名	出	欠		
1	岡島敏雄	○		9	塩崎博	○			
2	江森正	○		10	山岸和男	○			
3	坂本君夫	○		11	田島啓司	○			
4	野口悦夫	○		12	野川良翁	○			
5	関口政司		○	13	小倉和夫	○			
6	矢島征雄	○		14	早川初男		○		
7	遠井勝	○		15	柳田浩	○			
8	栗原光夫	○							
					加須市農業委員会事務局				
					局長 高橋章				
					次長 小川修一				
					主幹 正能光				
					主査 落合高雄				
					主査 染谷守				

休憩 午後4時07分から午後4時16分

開会 午後 3時00分

○局長（高橋 章君） 「あいさつ さわやか かぞのまち」、皆さん、こんにちは。

定刻となりましたので、ただいまから平成30年第4回加須市農業委員会総会を開会いたします。

初めに、農業委員会の事務局体制につきまして、4月1日の人事異動によりまして事務局の職員がかわっておりますので、ここで紹介させていただきます。

まず、私は、去年に引き続き事務局長を仰せつかりました高橋です。どうぞよろしくお願いいたします。

○次長（小川修一君） 4月1日で異動してまいりました農業委員会の事務局次長の小川と申します。よろしくお願いいたします。

○事務局（正能 光君） 引き続きですね、2年目なんですけれども、よろしくお願いいたします。正能と申します。

○事務局（落合高雄君） 4月1日の人事異動により、こちら農業委員会の事務局に異動してまいりました落合と申します。よろしくお願いいたします。

○事務局（染谷 守君） 今年度も1年間よろしくお願いいたします。染谷です。

○事務局（植木君） 今年から農業委員会のほうにお世話になることになりました。これまで、農業振興課のほうで担当させていただきましたので、植木と申します。よろしくお願いいたします。

○局長（高橋 章君） 植木主幹におきましては農業振興課と農業委員会の事務局を兼務ということで、これは権限移譲の関係で許認可のほうをやってもらおうと、そのようなことになっております。

それから、今日、1人ですね、農業委員会の主幹で岡田 清という職員なんです、これは北川辺出身の職員ですが、本日、ちょっと所用でお休みをいただいております。

それでは、もう一人、自己紹介。

○事務局（折原めぐみ） 折原と申します。よろしくお願いいたします。昨年と変わらず農業委員会事務局の主査として、1年間よろしくお願いいたします。

○局長（高橋 章君） 平成30年度につきまして、事務局といたしましてこの体制で一緒に頑張りたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、開会のご挨拶を野川職務代理からお願いいたします。

○職務代理（野川良翁君） 皆さん、こんにちは。

いよいよ楽しみにしていた田植えの季節がやってまいりました。

先ほど会長さんに聞きましたら、もう北川辺ではですね、4割ほど相対的に終わっている  
そうでございます。4月に入りましてですね、水田協の主催で、各農協で、農家組合長会議  
で営農計画書の作成ということで説明があったかと思えますけれども、今年もですね、特に  
多くやっている人は飼料米、加工米といろいろと、米粉ありますけれども、そっちのほうへ  
回していただきまして、去年のような米価になりますようご協力をお願いしたいと思います。

またですね、アメリカへ安倍さんが行きまして、首脳会談がありましたけれども、工業製  
品の関税の削減の代わりに、また農産物の輸入を進められるんじゃないかと心配しておりま  
すけれども、こればかりはしようがないかなと思います。

それではですね、ただいまより平成30年第4回加須市農業委員会を開会いたします。よろ  
しくご協力お願いします。

○局長（高橋 章君） ありがとうございます。



### ◎会長挨拶

○局長（高橋 章君） 続きまして、小倉会長からご挨拶をお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） 改めまして、こんにちは。

いよいよ本当に田植えの季節というか、そんな季節がまいりましたけれども、今年は春が  
なくて、冬から夏に来ちゃったかなという、いきなり30度の洗礼を浴びたわけですがけれども、  
私もすっかり色が焼けまして、何となく仕事しているかなという気持ちもあるんですけど  
も、本当に健康で働くということが一番、お金よりもね、健康で働くということが一番大事  
なことかなという気持ちもあります。余り無理をして病気したり、けがしたりしないように、  
特に農業委員の模範的な農家ですから、機械から落ちてけがをしたとか、余りそういうこと  
は報道されたくないという、そんな気持ちでおります。

どうしても農繁期というかね、繁忙期には朝早く起きて、がっちり働くという気持ちがあ  
ろうかと思えますけれども、今までちょっと骨を太らせた部分、ちょっと頑張らなくちゃい  
けないかなという気はします。うちのほうももうほとんど水が入りまして、本当に入ってな  
いのは私の田んぼと、多くやっている人の田んぼだけなんですけれども、その中で焦りもあ

りますけれども、一つ一つこなしながら、今年も進めてまいりたいと思います。

特に、農業委員の皆さん方には本当にね、1年間一緒にこの加須市の農業委員会を支えていただきましたけれども、本当にね、新しい体制で、特に推進委員の皆さんには、案件に参加いただいて意見を述べていただく立場でございます。また、スムーズに会議が進められないという部分もありますけれども、1年、さらにみんなで研さんして、よりよい農業委員会にしていきたいと思います。皆様のご協力をよろしくお願い申し上げたいと思います。

それでは、慎重審議をよろしくお願い申し上げまして、言葉整いませんけれども、開会の挨拶といたします。よろしくお願いいたします。

○局長（高橋 章君） ありがとうございます。



#### ◎出席委員数の報告

○局長（高橋 章君） 本日の出席者でございますが、農業委員総数15名のうち、出席委員13名でございますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づきまして、この総会が成立することを報告いたします。

それでは、議事の進行を会長、よろしくお願いいたします。



#### ◎開会の宣告

○会長（小倉和夫君） ただいまから平成30年第4回加須市農業委員会総会を開会いたします。



#### ◎総会議事録署名委員の指名

○会長（小倉和夫君） 日程第1、総会議事録署名委員の指名を行います。

総会議事録署名委員に

15番 柳 田 浩 委員

1番 岡 島 敏 雄 委員

両委員さんを指名いたします。



### ◎議案第1号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小倉和夫君） 日程第2、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の9件を議題といたします。

初めに、1番の水深地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） 議案第1号、第3条ですね、1番からご説明いたしたいと思います。本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

譲受人は経営規模拡大のため、また、譲渡人は公益社団法人埼玉県農林公社により、今回の申請となっております。

また、譲受人の経営状況や農機具保有状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われまます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○11番（田島啓司君） 11番、田島です。

4月の15日、日曜日なんですけれども、さん宅に適正化推進委員の佐久間さんと一緒に伺ったわけなんですけれども、ちょうどこの案件については、図面でいいますと、この隣の申請地って字が書いているところがちょうどさんの所有地になっておりまして、隣で続いているので買っていただけないかというふうなことで、公社のほうから前から話があったようです。元の地主さんとの間に公社に入っていて、今回の案件になったわけです。機械等も十分そろっていますし、許可相当と判断してまいりましたので、ご審議のほどよろしくをお願いします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

1番について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。

次、2番の三俣地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(正能 光君) ご説明いたします。本案件は、贈与による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

譲受人は経営規模の拡大を図るため、また、譲渡人は経営規模縮小のため、今回の申請となっております。

譲受人の経営状況や農機具保有状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われま。

以上です。

○会長(小倉和夫君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○2番(江森 正君) 2番、江森です。

ただいま事務局からそれらについて説明がありましたが、譲受人、譲渡人の関係、縮小、拡大というふうになっております。許可相当と考えられます。よろしく願いいたします。

○会長(小倉和夫君) ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(「なし」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

2番について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可することに決定いたします。

次に、3番及び4番の三俣地区の案件ですが、この案件については、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限の規定である「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」に委員が該当します。議事の間、退席をお願いいたします。

( 委員退室)

○会長(小倉和夫君) それでは、まず3番の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(正能 光君) 説明いたします。本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。



譲受人は経営規模の拡大を図るため、また、譲渡人は人手不足により耕作できないため、今回の申請となっております。

また、譲受人の経営状況や農機具保有状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○6番（矢島征雄君） 6番、矢島です。

去る4月18日、現地にて さんから話を聞き、現地確認をしました。申請の土地は、さんの田んぼの隣地で長年耕作放棄されていた土地で、譲り受けの話をしたところ、快く承諾していただいたため、作業能率等を考え、売買にて引き受けたとのこと。経営拡大ということで何の問題もなく、許可相当と考えます。ご審議のほどよろしくをお願いします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

3番について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可することに決定いたします。

次に、4番の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

譲受人は経営規模の拡大を図るため、また、譲渡人は人手不足により耕作できないため、今回の申請となっております。

また、譲受人の経営状況や農機具保有状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○6番（矢島征雄君） 同じく6番、矢島です。

同じくですね、18日、この土地は前の3条の3の土地の隣地でございます、2枚に分かれています。その片方でございますので、何の問題もなく、許可相当と判断いたしました。よろしく願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

4番について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可することに決定いたします。

3番及び4番の審議が終了しましたので、委員の入室をお願いします。

（委員入室）

○会長（小倉和夫君） 次に、5番の不動岡地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

譲受人は経営規模の拡大を図るため、また、譲渡人は人手不足により耕作できないため、今回の申請となっております。

また、譲受人の経営状況や農機具保有状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われま。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○6番（矢島征雄君） 6番、矢島です。

4月20日、推進委員の新井さんと2人で さん宅に伺い、奥さんから話をお聞きしました。この土地は、以前から さんから借り受けて耕作しており、このたび売買により譲り受けたとのごことでございます。現地は自宅近くの田んぼで、大きくなって作業能率もよくなり、許可相当と判断しました。ご審議お願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(「なし」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

5番について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可することに決定いたします。

次に、6番の不動岡地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(正能 光君) ご説明いたします。本案件は、贈与による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

譲受人は現在、本件の農地を耕作しており、今後も耕作を続ける意思があり、また、譲渡人は相続により本件農地を取得したが、耕作できる相続人がいないため、今回の申請となっております。

また、譲受人の経営状況や農機具保有状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われます。

以上です。

○会長(小倉和夫君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○6番(矢島征雄君) 6番、矢島です。

4月20日、推進委員の新井さんと2人で さんにお会いし、話をお聞きしました。この土地は、近くの人よりしばらく前に借り受け耕作していたが、二、三年前に亡くなり、子供もなく跡継ぎがないため、譲渡人の さんから、引き継いでもらいたいと話があり、その後、弁護士さんが訪れて全ての農地を贈与するとのことで承諾したとのことでございます。このような案件ですので、やむを得ないと判断をしました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長(小倉和夫君) ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(「なし」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

6番について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可することに決定いたします。

次に、7番の志多見地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

譲受人は農業経営を拡大するため、譲渡人は高齢のため耕作できなくなったため、今回の申請となっております。

また、譲受人の経営状況や農機具保有状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われまます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○12番（野川良翁君） 12番、野川です。

23日、早川委員が私の家を訪ねまして、譲受人のですね、 さん、現在、農業を営んでおり、何ら問題ないと報告を受けましたので、ただいま事務局の申したとおり、許可相当と考えます。よろしく願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

7番について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可することに決定いたします。

次に、8番の原道地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

譲受人は経営規模を拡大するため、譲渡人は経営規模を縮小するため、今回の申請となっております。

また、譲受人の経営状況や農機具保有状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われまます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査

の結果並びに補足説明をお願いします。

○15番（柳田 浩君） 15番、柳田です。

4月13日、佐藤推進委員とともに現地で譲受人の さんからお話を伺ってまいりました。この2筆とも さんの土地に接する土地であって、また、これまでも、相対ですけれどもお借りしていた土地だということで、地元でも大きくやられている農家として、特に問題ないというふうに判断してまいりました。よろしくご審議お願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

8番について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可することに決定いたします。

次に、9番の元和地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

譲受人は隣接地を所有耕作しており、既存農地の出入口としても活用し、譲渡人は高齢により耕作できないため、今回の申請となっております。

また、譲受人の経営状況や農機具保有状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われまます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○1番（岡島敏雄君） 1番の岡島でございます。

4月の16日にですね、塚田、それから鳥海両推進委員と3名で、譲渡人の さんのお宅を訪問しまして、ちょっとお話を伺ってまいりました。今、事務局が言われたようにですね、この奥を譲受人の さんは耕作をしていると、いつも出入り口がないために、 さんの土地を通りですね、入っていたということでございます。本人からすると、本当にやりづらいと、そこで一括して使いたいなど、そんなお話をされて、 さんも了解をしたというような状況のようでございます。現地を見ましたら、確かに現在もう整備をされて、耕作がで

きる状態になっていたということでございますので、基本的には許可相当と考えられます。ぜひ、審議のほどよろしく願いをいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

9番について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可することに決定いたします。



#### ◎議案第2号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小倉和夫君） 次に、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」の2件を議題といたします。

初めに、1番の田ヶ谷地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） 説明いたします。位置図の13ページ及び土地利用計画図4-1をご覧ください。

本案件は、申請者の所有地に自己用住宅を建築するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、申請地は第1種農地と判断されますが、農地法の不許可の例外で許可見込みであり、立地基準、一般基準上、やむを得ないものと思われま

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明ありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○3番（坂本君夫君） 3番の坂本です。

今月18日に、関口農業委員と訪問して、現地確認しました。先ほど事務局からの説明のとおりでございますので、許可相当と判断して帰ってきました。ぜひ、ご審議のほどよろしくをお願いします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(「なし」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

1番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、2番の高柳地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(正能 光君) 説明いたします。位置図の14ページ及び土地利用計の4-2をご覧ください。

本案件は、申請人が相続により取得した農地に自己用住宅を建築するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものとのことでした。立地基準、一般基準上、やむを得ないものと思われま

す。

○会長(小倉和夫君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○7番(遠井 勝君) 7番、遠井です。

4月20日の日に、渡邊推進委員と同行訪問いたしまして、本人に面談、現地の確認を実施いたしてまいりました。内容につきましては、今、事務局が申されたとおりでございまして、やむを得ないと判断してまいりました。よろしくご審議いただきたいと思

います。

○会長(小倉和夫君) ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(「なし」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

2番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。



### ◎議案第3号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小倉和夫君） 次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について」の1件を議題といたします。

なお、1番の三俣地区の案件及び議案第4号の「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の4番の三俣地区の案件について、関連がありますので、一括して事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。議案第3号、第5条の計画変更と議案第4号の4番は関連がございますので、一括にてご説明いたします。

まず、位置図の15ページ及び土地利用計画図の5条の計画変更をご覧ください。

最初に、議案第3号の農地法第5条の許可後の計画変更申請についてですが、平成24年1月20日に資材置場・駐車場用地として農地法第5条の許可を受けた当時の事業計画を、息子の自己用住宅を建築するために計画変更の承認申請をするものでございます。

それに伴い、議案第4号の4番についてでございますが、位置図の19ページ及び土地利用計画図5-4をご覧ください。

本案件は、変更の承認を受け、新たに農地法の5条の許可を得るための申請となっており、譲受人が父親から土地を借り受けて自己用住宅を建築するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、農地法施行規則第33条の第1項第4号の不許可の例外で許可見込みであることから、議案第3号の農地法第5条の許可後の変更承認申請及び議案第4号の4番につきましては、立地基準、一般基準上、やむを得ないものと思われま。

以上でございます。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○2番（江森 正君） 2番、江森です。

さんは、以前、資材置場の許可もらったんですけれども、次男の家を建てたいということで、そういうことになっております。何ら問題ないと、許可相当と考えられます。事務局の報告のとおりです。



以上です。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

まず、1番について、原案のとおり承認相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、承認相当とすることに決定いたします。

次に、議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の4番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定します。



#### ◎議案第4号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小倉和夫君） 次に、議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の14件を議題といたします。

初めに、1番の大桑地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の16ページをご覧ください。

本案件は、633番を耕作するのに地盤が悪いため、農地改良するもので、併せて今年3月許可の太陽光発電施設2筆も盛土整地する計画となっております。また、進入路も併せて3か月間の一時転用となっており、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、農地改良工事後の耕作についても譲渡人が野菜を作付することとなっており、農地の改良に係る期間の一時転用であることから、やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○4番（野口悦夫君） 4番、野口です。

4月14日、推進委員の川島さんと野本さん、3人で譲渡人宅を訪ね、現地を見、話を聞いてまいりました。地盤が低く耕作しづらいため、盛土をし、野菜等の作付けをする予定だということです。事務局の説明のとおり、本申請については何ら問題もなく、許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

1番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、2番の三俣地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の17ページ及び土地利用計画図5-2をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得して、自己用住宅を建築するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものとのことでした。立地基準、一般基準上、やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○2番（江森 正君） 2番、江森です。

4月20日、宮内推進委員とお伺いしたところ、 さん、 さん、最近お会いして話を聞きました結果、問題ないと考えます。

以上、許可相当と考えられます。よろしくお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

2番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、3番の三俣地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(正能 光君) ご説明いたします。位置図18ページ及び土地利用計画図5-3をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得して、建売住宅(3棟)を建築するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものとのことでした。一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長(小倉和夫君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○2番(江森 正君) 2番、江森です。

この案件につきましても、事務局の詳細について説明がありましたとおり、住宅メーカーが取得して家を建てるということになっております。

以上、よろしく願いいたします。

○会長(小倉和夫君) ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(「なし」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

3番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、5番の樋遣川地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(正能 光君) ご説明いたします。位置図の20ページ及び土地利用計画図5-5をご覧ください。

本案件は、譲受人が祖母の土地を借り受け、自己用住宅を建築するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、農地法の不許可の例外（農地法施行規則第33条第1項第4号）で許可見込みであり、立地基準、一般基準上、やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○6番（矢島征雄君） 6番、矢島です。

4月14日、推進委員の田部井さん、藤原さん、3人で さん宅に伺い、ご主人からお話をお聞きしました。譲受人の さんは現在、家族で借家暮らしをしているということで、子供も大きくなり手狭になったため、おばあちゃんの名義の土地に自己住宅を建築したいとのことでした。現地は さん宅地に隣接する西側の土地で、何の問題もなく、許可相当と判断しました。ご審議のほどよろしくをお願いします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

5番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、6番の樋遣川地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の21ページをご覧ください。

本案件は、耕作機械が道路から入りづらいため、盛土をし、耕作機械の入りやすい畑にするための農地改良申請となっております。農地改良に関する要綱等に従った必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、農地の改良後の耕作については麦を作付することとなっております。また、農地の改良に係る期間の一時転用であることから、やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○6番（矢島征雄君） 矢島です。

4月14日、推進委員の田部井さん、藤原さんと3人で さん宅に伺い、娘さんからお話をお伺いし、現地確認しました。この土地は、以前から耕作することが大変で、ここ数年、作付していないとのことでした。そのため、盛土して畑にしたいとのことでした。現地は、道路と畑に囲まれている1枚だけの低い田んぼでしたので、盛土して畑にするのはやむを得ないと判断しました。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

6番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、7番の鴻基地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の22ページ及び土地利用計画図5-7をご覧ください。

本案件は、譲受人が父親の土地を借り受け、自己用住宅を建築するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、農地法の不許可の例外で許可見込みであり、立地基準、一般基準上、やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○9番（塩崎 博君） 9番、塩崎です。

4月の15日に、江川推進委員さんと2人で現地にて、申請者の さんの母親からお話を聞いてまいりました。実家の南側に家を新築しようと計画したところ、一部宅地を、父親名義の宅地を分筆しただけでは足りないということで、その南側の農地を転用するということで申請したということがございます。何の問題もなく、許可相当かなというふうに判断をしてまいりました。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(「なし」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

7番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、8番の鴻基地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(正能 光君) ご説明いたします。位置図の23ページ及び土地利用計画図5-8をご覧ください。

本案件は、譲受人が父親の土地を借り受け、自己用住宅を建築するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、昨年度、除外が完了したところで、農地法の不許可の例外で許可見込みであり、開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものとのことでした。一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われれます。

以上です。

○会長(小倉和夫君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○9番(塩崎 博君) 9番、塩崎です。

この案件につきましては、4月15日に江川推進委員さんと2人で現地にて、申請者のさん夫妻の奥様の母親からお話を聞いてまいりました。この案件に関しましては、先ほど事務局でお話があったとおり、除外申請が通っておりまして、何ら問題はないのではないかとということで判断してまいりました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長(小倉和夫君) ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(「なし」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

8番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、9番の高柳地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の24ページ及び土地利用計画図5-9をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、建売住宅（6棟）を建築するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものとのことでした。一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたけれども、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○7番（遠井 勝君） 7番、遠井です。

4月18日、渡邊推進委員と同行訪問いたしまして、現場確認と地権者3名とお会いしてきました。ここの地域は、都市計画法上の第34条に該当する地域で、学校、病院等々が極めて近く、住宅地では結構適切なところで、建売住宅も盛んに行われているところがございます。ただ、何ていうんですかね、場所的には非常に、お寺さんもありますから、なかなかいろいろ問題は出るんでしょうけれども、この3名とも実際は今、耕作しているのが一部小麦を作付しておりますけれども、ほとんど遊休農地化しておりましたので、立地条件としますとやむを得ないのかなということと考えます。周りの状況から考えますと、許可相当ではないかというふうに判断いたしてまいりました。よろしくご審議いただければと思います。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

9番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、10番の高柳地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の25ページ及び土地利用計画図5-10を

ご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得して、住宅敷の拡張をするもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、隣地境界沿いの生垣の管理のための敷地拡張で、一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われれます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○7番（遠井 勝君） 7番、遠井です。

4月18日、同じく渡邊推進委員さんと同行訪問いたしまして、 さんにお会いしてまいりました。先ほどの9番の案件と全く地続きのところでございまして、隣地が建売業者に買収されることとなりまして、隣接しているところに生垣、塀がございまして、その一部を建売業者に処分をされますと、その生垣に対して刈込みとかするのに非常に不便を来すから、一部こちらに譲ってくれないかという話がありまして、相談を私自身も受けてまいりました。既存の住宅がこの規約の中の500㎡未満で敷地拡張が27㎡でございまして、事情やむを得ないかという判断で、許可相当として考えたいと思います。よろしくご審議いただきたいと思ひます。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

10番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、11番の北川辺地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の26ページ及び土地利用計画図5-11をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得して、駐車場及び物置を設置するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認



したところ、協議中で許可の見込まれるものとのことでした。立地基準、一般基準上、やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員は私ですので、私のほうから現地調査の結果並びに補足説明をいたします。

4月14日、高橋、細谷両推進委員さんとともに現地を確認してまいりました。住宅地に囲まれた土地でございまして、草が腰ぐらいまでは伸びていたんですけども、農地であったということが不思議なぐらいでございまして、ここが農地だったのかなという感じをいたしました。譲受人もここにいないということで、電話をいたしましたところ、 が代理人として、話を伺いました。事務局の話のとおり、北川辺地区に仕事に来ていて、その自家用車5台と物置を置く場所を探していたというのが、自分でこの地区が土地が合っているということで、ぜひ購入したいということなので、何ら問題はないものと判断してまいりました。皆様のご審議をお願いいたします。

何か本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

○7番（遠井 勝君） 7番の遠井です。

ちょっと教えていただきたいんですが、この案件につきましては、この購入者の業種というか、これは何なのかということと。駐車場と物置ということで、どういう仕事をしている人で、居住は北川辺にはおらない、この物件を、農地を買うということでございますよね。これは……

○会長（小倉和夫君） 住居はね、 です。仕事が北川辺にあつて、要は に置けない車をここに置きたいということで、土地を購入するということ。会社員です。

○7番（遠井 勝君） 会社員。会社員が駐車場と物置を……

○会長（小倉和夫君） 小さい物置。

○7番（遠井 勝君） これは、ちょっと用途地域がよくわからないんですけども、単なる第2種農地なんですかね。

○会長（小倉和夫君） そうですね。東京の方が何か、昔、そこ分譲したときに農地として残ったものを買わせられたというか、それで持っていた土地で、誰かが借りて野菜か何かつくっていたんですけども、ここ何年かはもうほとんど放棄地みたいな感じで、何もつくられてないような土地でした。

○事務局（正能 光君） すみません。 さんというのかな、この方はですね、北川辺にあ

ります、これはリサイクルセンターやっております、その所長をやられている方です。住所は に、ここから北川辺まで通っていると。それで、この駐車場と物置ですか、これを、中身的には趣味で持っているような車とかそういったものを、キャンピングトレーラーとかを置くと、こういう事情でございます。勤めが近いものですから、その通勤途中で利用できる、そういうことからこの場所を選んだという経緯でございます。

○7番（遠井 勝君） ちょっとよく、私も不勉強で申しわけないんですけども、勤め人の方が農地を取得して、そういう自己の趣味というか、そういう形、農地を買えるんでしょうかね。どこかの所長だというお話ですけども、これは仕事上の形で使うということではないんですね。

○事務局（正能 光君） そうです。もともとですね、 で土地を借りていたところを明け渡さなくちゃならないという事情もありまして、この土地ですけども、大分前なんです、農転が許可されるということでございます。それで、その方が転用せずに亡くなってしまいましたので、もうそれがそれっきりになっております。そこで、この土地を選定したと、そういう事情でございます。地目上はまだ田んぼなんです。地目上はまだ田んぼなんですけれども、現況は農地の体をしていないというんですかね、住宅地の真ん中にあると。

○7番（遠井 勝君） 単純に考えれば、普通のサラリーマンの方が自己用の駐車場なり、趣味で使うカーポートとか駐車と一体だったら、こんなに広くなくてもいいんじゃないかなという気もするし、何もつくってなければ、これは何というんですかね、ちゃんとすればいい話で、確かに農地としては利用的には難しいんだろうけれども、ちょっとした疑問だけです。

○会長（小倉和夫君） はい。

○15番（柳田 浩君） すみません。15番、柳田です。

やはり、この案件について、農地転用する必然性、この辺がしっかりしてないと、委員会として許可するのはなかなか難しい案件が、趣味で土地が欲しいからというだけで、どうしても自分の土地の、土地に隣接していて、敷地がなくて、狭くてというならまだいいんですけども、全く離れたところで土地を求めると。本来なら自宅近くに求めていただくべきであり許可したら、もう際限なくなっちゃうとなるなというふうに感じます。

○事務局（高橋 章君） 私も事務局の立場で、いろいろな中で討議したんですが、 さんは北川辺まで一応毎日通勤していると。そして、今借りているところが立ち退き——物が置いてあるわけですね。そこについては立ち退いてくれということで、近くに倉庫というか、そういったものを探したそうなんですけれども、なかなか適切なものが見つからないという

ふうな状況だと。金額のほうも、なかなかのほうで見つけるのは厳しいと。そういった中で、加須にこの物件があるのを、通勤途中で管理もできると、そういったことで選定したというふうなところですね。

○7番（遠井 勝君） 今、説明の中で、事務局のほうで、一度転用したということと、もう関係というのは特にないんでしょうかね。

○事務局（正能 光君） ええ、関係はないです。もうその方は亡くなっていますので。それは面積的には187㎡の面積ということで、さほどそんなに大きくはない面積です。

○7番（遠井 勝君） ちょっと何というか、余り関係ない人が農地を取得して、そういう用途に使って出てくると、安易に農地をこういう何ですか、サラリーマンというか、勤め人が買って駐車場なり、あるいはそういう物置を建てて許可してではということで、ちょっと意見を申し上げただけでございます。

○会長（小倉和夫君） ほかにご意見は。

○事務局（正能 光君） それでは、参考にですね、申請書と写真のほうをちょっとお返ししますので、ちょっと見ていただいてもよろしいですか。

（「暫時休憩」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） はい。じゃあ、暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時07分

再開 午後 4時16分



### ◎開議の宣告

○会長（小倉和夫君） それでは、休憩を解きます。

ご質疑、ご意見をよろしくお願ひします。

○10番（山岸和男君） 10番、山岸です。

北川辺の地元ということで、11番の議案につきまして、なかなか難しいところもありますが、許可相当と思います。どうでしょうか。

○会長（小倉和夫君） ほかにご意見はございませんか。

(「進行」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) ほかにご質疑、ご意見がないようですので、採決いたします。

11番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、12番の東地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(正能 光君) ご説明いたします。位置図の27ページ及び土地利用計画図5-12をご覧ください。

本案件は、譲受人が贈与により土地を取得して、自己用住宅を建築するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

この案件は、29年度、除外が完了したもので、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、農地法の不許可の例外で許可見込みであり、立地基準、一般基準上、やむを得ないものと思われま

す。

○会長(小倉和夫君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○15番(柳田 浩君) 15番、柳田です。

この案件につきまして、4月14日に、地元の町田推進委員さんと現地を確認させていただきました。この案件については、既に農用地除外申請案件として、既に委員会において審議したものでございまして、許可相当であるというふうに判断してまいりました。よろしくご審議お願いいたします。

○会長(小倉和夫君) ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(「なし」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

12番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、13番、14番、15番の豊野地区の3つの案件について、関連がありますので、一括して事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） 議案第4号の農地法第5条の13番、14番、15番は、それぞれ譲渡人は違いますが、同じ場所の案件でございますので、一括にてご説明いたします。位置図の28ページ及び土地利用計画図の5-13、14、15をご覧ください。

本案件は、公衆用道路を拡幅するもので、譲受人が拡幅部分を売買により土地を取得して、道路として整備した後、加須市に帰属する計画となっております。しかし、必要添付書類の、道路として帰属するための大利根総合支所農政建設課との事前協議が完了しておらず、事前協議結果通知の写しが添付されておられません。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、大型車が通行するために、既存の公衆道路を拡幅し加須市へ帰属するもので、大利根総合支所農政建設課との事前協議が完了し、寄附採納が確実となれば、やむを得ないものと思われます。

従いまして、加須市との事前協議が調い、事前協議結果通知の写しを添付するという条件付で、やむを得ないものと思われます。

事務局からは以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○1番（岡島敏夫君） 1番の岡島でございます。

4月の16日にですね、塚田、鳥海両推進委員と私で、3名で譲渡人の さんが一番適任かなということで伺ってまいりました。聞きますと、前に という工場があったんですが、それが二、三年前になくなったというところで、その跡地に物流倉庫ができるということで、どうしても大型が出入りをするということから、現状の道路ではとても大型は入れないということから拡張したいという中身で、この3件が拡張の中に土地が入っているということのようでございます。現地を見た中では、くいが仮にですけれども打ってありまして、約1mぐらい奥へという形になっておりますので、現状とすると十分なのかなと、こう思います。

なお、水路はありますけれども、その水路も新たにつくるということになっているようでございますので、公共物の中で最後は市へという事務局の話もありますけれども、実際に全部手続きが終わって初めての、こう思いますけれどもね、我々の状況からすれば、現地確認並びに聞き取りを済ませたということでございます。これ、許可相当と思っておりますので、よろしくご審議のほどお願いをいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(「なし」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) ご質疑、ご意見はないようです……

(「ちょっといい、質問だけ」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) はい。

○7番(柳田 浩君) すみません。ここ、ちょっと行政界みたいですがけれども、これは久喜市との調整は終わっているのでしょうか。阿佐間幸手線から入っていくところで、一部何メーターか久喜市分があるみたいですがけれども、その辺の調整は終わっていて、その許可見込みがあるという整理でよろしいのでしょうか。

○事務局(染谷 守君) 事務局の染谷です。

先ほどの質問なんですが、久喜市の農業委員会とですね、事前にこの申請者の代理人から相談をいただいております、その時点でこの事業に対して、久喜市の農業委員会と加須市の農業委員会で方向性のほうは協議は済んでおります。あとは、道路管理者のほうとの協議が調い次第ということで。つけ加えますけれども、久喜市農業委員会にも今月、農地転用の申請が上がっております。

以上です。

○会長(小倉和夫君) ほかにご意見ありましたら。

○7番(遠井 勝君) 7番、遠井です。

ここの拡張して買収する土地は、この脇の道路というんですか、これは認定道路なんですか。

○事務局(染谷 守君) 道路法による道路で、加須市と久喜市の両方の認定を受けております。

○7番(遠井 勝君) この出入りというのは、すみません。大型トラックというのはどこへ動こうとしているんですか。譲受人は、ここを広げるだけで、どこかにここを通過して搬入するのかしら。

○事務局(小川修一君) この案内図でいうと、委員さん、上のほうに上っていくように道路が広がっていきますけれども、その突端部分にこの敷地がこう、建物の絵がまだ入っているかと思うんですがけれども、ここで平場、最後の上の一番北側のところで敷地に入るようなイメージなんです。

○7番(遠井 勝君) 前の図面のやつがこの会社なんですね。

○事務局(小川修一君) そうです。この四角、北側と西側に団地みたく絵が入っていますけ

れども、この辺が……

○7番（遠井 勝君） 会社の全部の敷地なんですね。

ちょっと、幅員はこれは6mになるんですか。

○事務局（小川修一君） 現在の道路認定をされているところなんですが、今、舗装の幅員で4m以上ありますので、場所によっては5mほどあるんですよ。計画ですと、両側に道路側溝が入ってくるんですけれども、道路側溝を含んで9mの幅員で計画はされております。

以上です。

○7番（遠井 勝君） ああ、そうですか。

○会長（小倉和夫君） ほかにご質疑、ご意見ありますか。

○7番（遠井 勝君） たびたびすみません。売買を受けて採納するということについては、決定はしているんですか。承諾書をもらうとか。

○事務局（正能 光君） それがまだですので、事前協議結果通知、加須市が受けますよという結果が出て、その写しを添付したら許可ということになると思いますので、農業委員会としては、ですから、条件付の許可相当というような。

○7番（遠井 勝君） 分かりました。

○会長（小倉和夫君） ほかに何か、ご質疑、ご意見がありますか。

（発言する人なし）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

まず、13番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、14番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、15番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

————— ◇ —————

◎議案第5号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小倉和夫君） 次に、議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項に係る農用地利用集積計画（中間管理機構分）の決定について」を議題といたします。

それでは、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） それでは、ご説明いたします。議案第5号の農業経営基盤強化促進法第18条第1項に係る農用地利用集積計画（中間管理機構分）でございますが、今回、ご審議いただきますのは、農地中間管理事業に基づき、農地中間管理機構への利用権設定案件でございます。新規分26筆、面積にして2万2,695㎡となっております。

この集積計画が本総会で決定されますと、市担当の農業振興課において告示の手続きが行われ、法的効力が発生するものでございます。それでは、ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項に係る農用地利用集積計画（中間管理機構分）の決定について」、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、承認することに決定いたします。



◎議案第6号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小倉和夫君） 次に、議案第6号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用配分計画の決定について」を議題といたします。

それでは、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用配分計画（案）につきまして、加須市長より意見を求められております。

配分計画につきましては、借受希望者の公募に応募した方に農地中間管理機構が借り受け



た農地を再配分したものです。受け手希望者への農用地の貸し付けが適当であるか、ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたか、本件についてご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

○会長（小倉和夫君） よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ほかにご質疑、ご意見等ありますか。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

議案第6号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用配分計画の決定について」、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、承認することに決定いたします。



### ◎報告事項

○会長（小倉和夫君） 次に、報告事項について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） それでは、報告第1号から第4号についてご説明いたします。

報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書について」でございますが、相続に伴う権利移動の届出1件で、内容は資料のとおりでございます。

報告第2号「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書について」でございますが、市街化区域内の農地転用の届出1件で、内容は資料のとおりでございます。

続きまして、報告第3号の「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書について」でございますが、市街化区域内の農地転用の届出6件で、内容は資料のとおりでございます。

続きまして、報告第4号「農地法第18条第6項の規定による通知書について」でございますが、農地貸借の合意解約による届出108件で、内容は資料のとおりでございます。

以上でございます。

○会長（小倉和夫君） 以上で、本日の総会に上程しました議案について全て終了いたしました。

これで議長としての進行は終了となりますので、司会へお戻しします。

○局長（高橋 章君） 長時間にわたりまして議事の進行、ありがとうございました。



#### ◎閉会の宣告

○局長（高橋 章君） それでは、最後に、職務代理より閉会の挨拶をお願いいたします。

○職務代理（野川良翁君） 本日はですね、お忙しい中、各委員様には慎重審議をいただき、本当にありがとうございました。今日はいろいろとお話しいただきました。ご苦労さんです。

これをもちまして、平成30年第4回加須市農業委員会総会を閉会といたします。ご苦労さまです。

○局長（高橋 章君） ありがとうございました。

閉会 午後 4時37分

会議の顛末を記載してその相違ないことを証するため、ここに署名します。

平成30年4月24日

会 長 小 倉 和 夫

署名委員 柳 田 浩

署名委員 岡 島 敏 雄